

とどろき利治の

メン!!

# 国会 一本勝負



プレス民主 号外 《発行元》民主党参議院比例区第5総支部

轟木利治事務所 参議院議員会館 518 号室 Tel:03-3508-8518/Fax:03-5512-2518

ご安全に、とどろき利治です。

1月末に第2次補正予算が成立し、国民の7～8割が効果がないと思われる定額給付金を配ることになりました。働く者の雇用と国民の生活が脅かされているという現実と国会の議論との間には埋めることのできない大きな溝があります。それを埋めるには、政権交代しかないと思います。今号では当面の状況についてお伝えます。

## 「ものづくり技術の革新を進める会」軌道に乗る

昨年12月9日に「ものづくり技術の革新をすすめる会」が発足し、今年2月5日には「温暖化対策とコスト」をテーマに講演会が開かれました。この会は、「ものづくりを原点とした技術の国、産業立国こそがわが国が歩むべき道であることを改めて確認し、各産業が持っている技術と地球温暖化対策について研鑽する」ことを目的としています。この趣旨に賛同する衆参国會議員63名とUIゼンセン、電機、自動車、電力、JAMの各産別、そして基幹労連も名を連ねています。役員では、会長代理に内藤委員長、幹事に神津事務局長、副会長に高木衆議院議員、そして副事務局長には私とどろきが就いています。今後とも活発に活動を展開したいと思います。



発足総会で挨拶する川端会長

## 政府発表の「非正規労働者の雇い止め・解雇」は氷山の一角

政府は1月末に非正規労働者の雇い止め・解雇の実施状況について、「昨年10月から本年3月までに実施済みまたは実施予定は全国で1806事業所、約12万5千人」と発表し、ニュースなどでも大きく報じられました。しかし、この数値はハローワークが事業所に任意で聞き取りをおこなったものを集めただけのものであり、問題となっている派遣労働者については「派遣先企業」に聞いたものです。この数値だけが一人歩きをしています、それは全体のほんの一部、氷山の一角です。

さらに問題なのは、派遣労働者の「雇用保険の加入割合は99.1%」と発表していることです。「雇用保険に入っている以上、失業手当や再就職支援が受けられる」と思われていますが、これは「派遣先企業」や本人に聞いたものであり、肝心の「派遣元企業」での把握はまったくおこなわれていない実態にあります。

派遣労働者を雇用しているのは、派遣元企業にあり、そこで雇用保険に加入していないと給付を受けることができません。しかも、雇用保険が適用されるためには、派遣元企業に「1年以上雇用の見込み」という条件を満たすことが必要であったため、派遣労働者で雇用保険の給付を受けることができる者の割合は限られています。

「期間の定めのある労働契約」、つまり有期の契約で派遣労働を行う場合、法的には派遣元企業に雇用責任があります。いわゆる「派遣切り」と称して契約期間が満了する前に解雇することは、「やむえない事由がある場合」以外は違法となります。残念ながらこのような違法がまかり通っているのが現実です。

## 社会的セーフティネットの再構築を

労働者派遣法は、1985年に制定され、それまで禁じられていた労働者派遣事業が認められるようになりました。当初は限られた業務について派遣が認められていたものが、1999年の法改正では考え方が180度転換されて、限られた業務以外は原則自由化されました。さらに、2003年の法改正では、製造業への派遣が認められるとともに、派遣期間についても最大3年間に延長されました。

製造業への派遣を即刻禁止すべきという考え方もありますが、3年間という派遣期間が更新されてきたことにより、2009年3月末には製造業での派遣が急減することが予想されます。また、景気の急降下のもとでは、非正規・正規を含めてしっかりと社会的なセーフティネットを再構築することが必要です。

労働者派遣では、製造業を含めていわゆる登録型派遣を禁止し、派遣元の雇用責任をはっきりさせることです。雇用保険については、非正規労働者をしっかりとカバーすることが重要です。また、雇用保険の失業給付を終えても再就職が困難な長期失業者について、いきなり生活保護に行くのではなく、職業訓練をきちんと受けられるような仕組みが必要です。民主党は、雇用保険と生活保護の間に、トランポリンのように雇用が失われても改めて職業訓練を受けて、再就職するというセーフティネットづくり(求職者支援法案)をすすめています。今回は以上です